

2013年10月24日

株式会社 世田谷自然食品  
代表取締役 河西 英治 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】 担当：袋井

〒540-0033 大阪府中央区石町

1丁目1番1号 天満橋千代田ビル

TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730

E-mail: info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

### 申 入 書 兼 再 お 問 い 合 わ せ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や契約書等の不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

当団体において、貴社が提供する「グルコサミン+コンドロイチン」の広告媒体であるテレビCMを検討したところ、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます）に反し疑義があると考えました。

そこで、2013年7月29日付「お問い合わせ」を送付したところ、これに対し貴社より2013年8月29日付にて回答がありました。

当団体は、貴社からの回答も含め検討を重ねた結果、貴社が提供する「グルコサミン+コンドロイチン」の広告媒体であるテレビCMに景品表示法に反し不当と思

われる点があると判断いたしました。よって、当団体は、貴社に対し、下記のとおり、テレビCMにおいて対応をしていただくよう申し入れます。

また、貴社の回答を当団体において検討した結果、引き続き貴社にお尋ねしたい点が生じました。

つきましては、本申入れ兼再お問い合わせに対する貴社のご回答を、2013年11月22日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既に貴社にご連絡いたしておりますとおり、本申入れ兼再お問い合わせは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れ兼再お問い合わせの内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ兼再お問い合わせ以降の全ての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

### 【申入れ】

貴社の「グルコサミン+コンドロイチン」のテレビCMについて

#### 1 申入れの趣旨

貴社のテレビCMにおいて、グルコサミン、コンドロイチン、ヒアルロン酸、Ⅱ型コラーゲン、その他の成分を同じ体積のブロックで表示することの停止を求めます。



#### 2 申入れの理由

貴社が提供する「グルコサミン+コンドロイチン」の広告媒体であるテレビCMにおいて、ブロックを用いて含有成分を強調されるバージョンが散見されます。これは以下に詳述するとおり景品表示法10条1号に該当します。

すなわち、貴社の提供する「グルコサミン+コンドロイチン」に入っている有効成分の1日あたり含有量は、貴社がテレビCMにおいて明らかにされているとおり、「グルコサミン 1200mg」「サメの軟骨 300mg」「ヒアルロン酸 5.04mg」「鶏軟骨抽出物（Ⅱ型コラーゲン含有） 3.36mg」となっています。仮に鶏抽出物の内容がⅡ型コラーゲン 100%だとしても、グルコサミンの0.28%しか含まれないことになり、同じ大きさのブロックで表示することは、消費者に実際のものより「著しく優良な」と誤認を与えかねない表現と言わざるを得ず、景品表示法10条1号に該当します。

#### 【再お問い合わせ】

##### 1 「ぐるぐる体操」について

貴社のテレビCMでは、膝を何度も回すシーンが頻繁に放映されています。これを見た一般消費者は、貴社の商品を摂取することによって、膝関節の痛みの緩和等の健康改善の効果があるという印象を受ける可能性があります。

消費者がどのような印象を受けると考えられるかという観点から、貴社としてのお考えをお聞かせください。

##### 2 「元気たっぷり」の表現について

貴社のテレビCM「中田喜子さんにぐるぐる体操家族がせまる編」のテレビCMでは、中田喜子さんが「世田谷自然食品のグルコサミン+コンドロイチンは、成分がたっぷり」と述べたあとに、ぐるぐる体操をしている家族に対して「あの一、元気たっぷりすぎませんか？」と話しかけています。

これをみた一般消費者は、貴社の商品を摂取することによって、何らかの健康増進効果があるという印象を受ける可能性があります。

消費者がどのような印象を受けると考えられるかという観点から、貴社としてのお考えをお聞かせください。

##### 3 子どもが出演するテレビCMについて

いくつかのテレビ CM には、小学生ぐらいの子どもも出演して、ぐるぐる体操をするシーンがあります。

これを見た一般消費者は、子どもにこの商品を与える可能性があります。

貴社の商品を子どもが摂取した場合、健康に影響がでるおそれはないか、治験等で確認しておられるようでしたら、その結果をご教示ください。

また、子どもが摂取することについて、貴社としてのお考えをお聞かせください。

#### 4 商品について

原料成分としてのグルコサミンや、コンドロイチンではなく、貴社の商品としての「グルコサミン+コンドロイチン」に関して、以下の2点につきご回答ください。

- (1)「グルコサミン+コンドロイチン」の摂取をはじめ、実際に、膝の関節痛が緩和されたり、膝の動きがなめらかになったりするもののでしょうか。
- (2)「グルコサミン+コンドロイチン」を摂取した結果については、個人差が大きいものと思われませんが、実際に、どの程度の割合で(摂取した人のうちどのぐらいの人に)何らかの改善効果が現れるもののでしょうか。この点についての調査結果はありますでしょうか。調査結果の有無及び調査結果がある場合にはその内容をご教示ください。

#### 5 商品及びテレビ CM の経歴について

- (1)貴社が「グルコサミン+コンドロイチン」の発売を開始したのはいつでしょうか。
- (2)貴社が「グルコサミン+コンドロイチン」のテレビ CM を開始したのはいつでしょうか。
- (3)中田喜子さんと舞の海さんがテレビ CM に出演されるようになったのは、いつからでしょうか。

以上